1　登録番号　第18690号
2　登録年月日　平成21年12月21日
3　農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の戌
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社国華園
　大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第18710号
2　登録年月日　平成21年12月21日
3　農林水産植物の種類
　Heuchera L.
4　登録品種の名称　TNヒュー044
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第18723号
2　登録年月日　平成21年12月21日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　オスチェズナット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　デビッド　オースチン　ローズ　リミテッド
　連合王国　ウエスト　ミッドランズ　WV7 3HB　ウォルバーハンプトン　アルブライトン　ボーリング　グリーン　レーヌ

## ○国土交通省告示第七百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

毛保川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷

広島県廿日市市大野

字上ケ原　一四三七番七地先河川敷　一号

字高馬　一四二九番七三地先河川敷　二号

広島県廿日市市大野一丁目

四九五〇番三八地先河川敷　三号

広島県廿日市市梅原一丁目

八七五〇番二地先河川敷　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を毛保川河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県廿日市市大野

字滝山　一四一一番一　五号から八号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から二十号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

広島県廿日市市大野

字上ケ原　一四四八番地先道路敷　九号

一四四八番　十号

一四四五番　十一号及び十二号

字高馬　一四二八番　十三号

字滝山　一四二五番一地先道路敷　十四号

一四二三番地先道路敷　十五号

一四一六番一地先道路敷　十六号及び十七号

一四二二番三地先道路敷　十八号及び十九号

一四二二番三　二十号

ニ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

広島県廿日市市大野

字高馬　一四二九番四　一四二九番一三まで　一四二九番六九から一四二九番七七まで　一四二九番一一七から一四二九番一九まで　一四二九番一三二及び一四二九番一三三　一四二九番一五三から一四二九番一六五まで　一四三七番一　一四三七番四　一四三七番六及び一四三七番七　一四三八番三　一四三八番七及び一四三八番八　一四三八番一一　一四三八番一三　一四三八番四二　一四三八番六一及び一四三八番六二　一四三八番七三から一四三八番七九まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱二十一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（ニに掲げる土地の区域を除く。）

広島県廿日市市大野

字上ケ原　一四三八番三八　二十一号　一四三八番一八　二十二号　一四三七番二　二十三号　一四三六番一　二十四号　字高馬　一四二九番二四　二十五号　一四二九番五八　二十六号　一四二九番一一一　二十七号　一四二九番三〇　二十八号及び二十九号　一四二九番一一四　三十号及び三十一号　一四二九番一六　三十二号及び三十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷郷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県大竹市油見字丸子山二番地内三等三角点油見を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十三年国土交通省告示第千二百二十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から八五度四分二八秒　六号

四六三・八三七メートルの地点　七号

標柱六号から一七八度一一分一八秒　八号

二四・六九九メートルの地点　九号

標柱七号から二二四度三三分五三秒　十号

四四・四二九メートルの地点　十一号

標柱八号から二二〇度四四分七秒　十二号

一八・七八三メートルの地点　十三号

標柱九号から二五五度一六分九秒　十四号

九・八二六メートルの地点　十五号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大戈川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県呉市川尻町大見上五五二八番地内四等三角点寺田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷（昭和三十三年建設省告示第千百七十号で指定した大戈川に掲げる土地の区域及び昭和三十五年建設省告示第千八十五号で指定した久筋川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から九九度一〇分四九秒　一号

三七三・七四九メートルの地点　二号

標柱一号から二五度一五分二四秒　三号

一五・三七八メートルの地点　四号

標柱二号から三八度三七分二一秒　五号

一四・一五二メートルの地点　六号

標柱三号から五〇度一四分三五秒　七号

一一・〇九七メートルの地点　八号

標柱四号から八六度四六分二六秒　九号

八・七五二メートルの地点　十号

ロ　広島県大竹市油見字丸子山二番地内三等三角点油見を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を平成二十三年国土交通省告示第千二百二十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から八五度四分二八秒　一号

四六三・八三七メートルの地点　二号

標柱六号から一七八度一一分一八秒　三号

二四・六九九メートルの地点　四号

標柱七号から二二四度三三分五三秒　五号

四四・四二九メートルの地点　六号

標柱八号から二二〇度四四分七秒　七号

一八・七八三メートルの地点　八号

標柱九号から二五五度一六分九秒　九号

九・八二六メートルの地点　十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大戈川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県呉市川尻町大見上五五二八番地内四等三角点寺田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷（昭和三十三年建設省告示第千百七十号で指定した大戈川に掲げる土地の区域及び昭和三十五年建設省告示第千八十五号で指定した久筋川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から九九度一〇分四九秒　一号

三七三・七四九メートルの地点　二号

標柱一号から二五度一五分二四秒　三号

一五・三七八メートルの地点　四号

標柱二号から三八度三七分二一秒　五号

一四・一五二メートルの地点　六号

標柱三号から五〇度一四分三五秒　七号

一一・〇九七メートルの地点　八号

標柱四号から八六度四六分二六秒　九号

七六七・四九三メートルの地点　十号

標柱三号から二一八度四八分一三秒　十一号

六・四三五メートルの地点　十二号